

高齢者・小児インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 予防接種費用の助成

高齢者インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種

▼対象者

①接種当日に65歳以上の方

9月下旬に通知を郵送しました。

②接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

※②に該当する方は、身体障害者手帳など障がいの程度が分かるものを保健福祉センターへお持ちいただいてから助成券を交付します。

▼助成券有効期限

・高齢者インフルエンザ

10月1日から令和9年1月31日まで

・新型コロナウイルス感染症

10月1日から令和9年3月31日まで

▼公費負担額

・高齢者インフルエンザ

上限 2000円

・新型コロナウイルス感染症

上限 5000円

▼接種料金（自己負担額）

医療機関により異なります。接種を受ける医療機関にお問い合わせください。
※生活保護世帯の方は無料です。

小児インフルエンザ予防接種

▼対象者 1歳～中学3年生の方

▼助成期間

10月1日から令和9年1月31日まで

▼窓口交付

10月1日から令和9年1月31日まで
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前8時45分～正午 午後1時～5時まで）

▼公費負担額

・一般 1回につき1500円を2回まで

・多子世帯の3人目以降のお子さん

1回につき上限3000円を2回まで

※多子世帯とは、同一世帯に中学3年生までのお子さんが3人以上いる世帯です。

※13歳以上の方は、1回接種が原則です。

▼接種料金

医療機関により異なります。接種を受ける医療機関にお問い合わせください。

▼助成券の交付場所

利根町保健福祉センター

▼助成券交付時に必要なもの

母子健康手帳、マイナンバーカードなど、接種者の氏名・住所・生年月日が確認できるもの

▼問い合わせ

保健福祉センター 健康増進係
☎ 68・8291

年金生活者支援給付金

年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給します。

▼対象者

左記の支給要件をすべて満たしている方

【老齢基礎年金を受給している方】

①65歳以上である

②請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税である

③前年の年金収入額（※1）とその他の所得の合計が93万円以下（※2）である

※1 障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

※2 昭和31年4月2日以後に生まれた方で、老齢基礎年金の受給額が82万6500円を超え92万6500円以下である方、昭和31年4月1日以前に生まれた方で、老齢基礎年金の受給額が82万4100円を超え92万4100円以下である方には、「補足的な老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。

【障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方】

前年の所得が492万円（※）以下である

※扶養親族などの数に応じて増額されます。

▼請求手続き

給付金を受けようとする方は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給開始に必要な年金裁定請求を行うときにあわせて、土浦年金事務所または役場保険年金課で手続きしてください。

制度の詳細や申請方法については、給付金専用ダイヤルにお問い合わせいただくか、特設サイトをご確認ください。



厚生労働省
特設サイト

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話で「口座番号を聞く」「手数料などの金銭を求める」ことはありません。

▼問い合わせ

・給付金専用ダイヤル

☎ 0570・05・4092

※050で始まる電話でかける場合

☎ 03・5539・2216

・保険年金課 医療年金係

☎ 68・2211（内線177）

